

平成28年度 社会福祉法人松徳会
多機能ホームまじこの里星の宮事業計画書

1. 平成27年度利用実績

平成27年4月1日から、それまでの小規模多機能に、新たに訪問看護を加えた「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」として、要介護者を対象に再スタートしました。県内2番目の新規事業所で知名度も低いため、新たなスタッフによる営業戦略は、「年度末登録者数28名」(当初予算上は25名)を目標に、毎月定期的に芳賀圏域市町村を中心に、病院、診療所、居宅介護支援事業所等を繰り返し回りPRし、平成27年4月1日の登録者6名(登録率20.7%)から、平成28年2月末には22名(登録率75.9%)で、登録率は55.2ポイントのアップとなり、当初予算の25名まであと3名となりましたので、今後もサービス内容の充実と更なる営業努力をいたします。

- 1) 定員：①登録定員：29名(平成28年2月29日現在登録者数：22名)
 ②通い定員：18名(平成28年2月「1日平均利用者数」：15.9名)
 ③お泊り定員：5名(〃：3.7名)
 ④訪問介護：定めなし(〃：8.8名)
 ⑤訪問看護：定めなし(〃：0.9名)

2) 月別登録者数の推移

平成27年4月末から平成28年2月末までの登録者数 年平均登録率 59.6%

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
登録者数	8	11	13	16	19	18	19	21	21	22	22
%	27.6	37.9	44.8	55.2	65.5	62.1	65.5	72.4	72.4	75.9	75.9

3) 要介護度別利用者状況

平成27年4月1日から平成28年2月29日までの登録者累計27名の内訳

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
登録者数	男	5	0	2	2	1	10
	女	7	2	5	2	1	17
	計	12	2	7	4	2	27
	%	44.5	7.4	25.9	14.8	7.4	100.0

4) 平均要介護度

平成27年4月1日から平成28年2月29日までの利用実人員の内訳

性別	男性	女性	全体
介護度	2.4	2.3	2.3

2. 事業運営基本方針

当ホームは、ノーマライゼーションの理念と当法人の理念である「和」「真心」「笑顔」に基づき、利用者に、明るく家庭的な環境と、利用者の希望に応じて、「通い」を中心に、「訪問介護」「訪問看護」「お泊り」を組み合わせたサービスを提供して、利用者の居宅における生活の継続を支援し、利用者の「第二の家」としてご利用いただくため、利用者個々の尊厳を守りながら、利用者本位の良質なサービスを提供するための基礎づくりを目指します。

また、サービスの提供は、多職種が和をもって行えるよう、日常の報告・連絡・相談を基本に、介護ソフト(福祉見聞録)等を活用して「情報の共有」を図ります。

更に、「重度の利用者に対応」するための介護機器等の導入や、介護事故を未然に防ぐための対策を、委員会活動や運営推進会議、職場内研修等の実施により意図的・計画的に進め、良質のサービスを提供することで、登録者を継続維持し、経営の健全化を図ります。

事業の実施に当たっては、益子町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス事業所と綿密な連携を図り、多機能の特徴を活かしたサービス提供をします。

3. 稼働率等に関する数値目標

看護小規模多機能になり2年目を迎え、「通い」「訪問」「お泊り」サービスの充実と、安定的な登録者確保により、平均登録者25名(稼働率85%)を維持するため、次の事項を積極的に進め経営基盤の安定を図ります。

- ① 地域の居宅介護支援事業所、病院及び診療所等を毎月定期的に巡回します。
- ② 「訪問看護」の利用者の拡大を意識しPRします。
- ③ 毎週火曜日に当施設内で実施されている益子住民による「ふれあいサロン」に参加し、サービスの向上と利用者拡大につなげます。
- ④ 「運営推進会議による評価」を積極的に活用し様々な利用者ニーズに対応できる体制基盤をつくります。

4. 利用者に対するサービス重点項目

1) サービス提供の基本方針

- (1) 利用者の生活能力に応じた、自律した日常生活が営めるよう、居宅サービス計画書と看護小規模多機能型居宅介護計画書に基づきサービスを提供します。
- (2) ご自宅及び当事業所において利用者がそれぞれの役割をもって生活できるよう配慮します。
- (3) 利用者のプライバシーの確保に配慮します。
- (4) 利用者の自律した生活を支援しつつ、要介護状態の軽減又は悪化の防止になるよう、心身の状況等を常に把握しながら理学療法士等から助言指導を受けサービスを提供します。
- (5) 利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について、事前に理解しやすいようゆっくり丁寧に説明します。
- (6) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は絶対に行いません。
- (7) 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、身体拘束廃止委員会において、身体拘束廃止に向けた具体策を話し合い、その経過と対策方法について記録します。

- (8) 地域住民の代表や有識者等の参加する運営推進会議において、ホームの運営状況等を報告し委員から助言指導を受けるなど、サービスの質の評価と改善を図ります。

2) 良質な介護サービスの提供

- (1) 「通い及び宿泊サービス」は当事業所で、「訪問サービス」はご本人のご自宅において、自律した日常生活を送るための支援ができるよう、利用者の心身の状況等に応じた介護を提供します。
- (2) 「訪問看護サービス」はご本人の自宅において、主治医の訪問看護指示書に基づき、主治医と連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。
- (3) 利用者が「食事」「掃除」「洗濯」等の家事を、その心身の状況等に応じて行えるよう支援します。
- (4) 利用者に対し、その心身の状況に応じた適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- (5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立と、その方に合ったおむつを使用し、おむつを適切に取り替えます。
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を利用者の意向を踏まえて適切に支援します。

3) 食事サービス

食事は、食中毒の予防や徹底的な衛生管理のもと調理をします。献立は、利用者の健康状態や残存機能に合わせた食べやすいもので、栄養や嗜好、季節や行事に配慮したものを提供します。また、利用者の能力に合わせた食事介助を行い、食事後は歯磨き等による口腔ケアを支援します。

4) 環境の整備

利用者が「大勢でいても楽しい」と思える環境が作れるよう支援します。また、職員自身も環境の一部であることを認識し、利用者に対する言動やしぐさなどに注意して、自分自身や自分の家族が利用したいと思える事業所作りを目指します。

5) 健康管理

看護職員が体温・脈拍・血圧・体重などのバイタル測定による、日々の健康管理、感染症対策、疾病の早期発見、早期対応を行い、利用者の心身状況に異常が生じた時は、速やかに主治医に連絡します。ただし、主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、協力医療機関である芳賀赤十字病院に連絡するなど受診等の対応をします。

6) 機能訓練

利用者の健康維持・増進を図り、利用者の身体機能を回復するために、理学療法士等の助言指導を受け、ご自分でできる事はできるだけご自分でやれるよう支援し、生活の質の維持・向上を図ります。

7) 衛生管理

職員及び出入り業者の衛生教育を徹底し、食品・調理器具、設備、建物の清潔の保持を図り、整理整頓・自主点検・感染防止に努めます。また、看護職員により医薬品及び医療器具の管理を行います。

5. 施設の安定運営に関する重点項目

1) 職員研修

開設4年目を迎え、施設職員の「専門性」と「組織性」を高めるため、次により意図的・計画的に職場研修を進め「価値観・態度」「知識・情報」「技術・技能」の三つの能力の基礎づくりをするための職場研修委員会を設置し、職場研修担当者を中心に次の研修を進めます。

(1) 業務を通じて研修します（OJT）

「組織として期待される役割」と「個人の能力」を対比し、「自分の得意とする能力」「補う必要のある部分」を明確にして、具体的な研修目標を設定したうえで、日常の業務を通じて、指導職員（スーパーバイザー）と指導を受ける職員（スーパーバイジー）で、意図的に資質向上を図ります。



OJT の機会（介護現場・申し送り・会議・委員会等）

(2) 業務を離れて研修します（OFF-JT）

関係機関主催の研修や施設で企画する研修「業務を離れた研修」に積極的に参加します。

- 職場外 OFF-JT**：①認知症介護実務者研修「実践者研修」「実践リーダー研修」の受講
②ユニットリーダー研修、フォローアップ研修等の受講
③介護キャリア段位制度アセッサー研修受講
④介護福祉士会等の職能団体主催の研修受講
⑤介護、自律支援等「基礎的・専門的研修」の受講
⑥施設見学研修の実施

- 職場内 OFF-JT**：①職階別等、対象者を明確にして年間計画に沿って実施
②実務の中で課題提起のあったテーマで企画実施
③業務改善活動のための勉強会参加
④職場外研修参加後の伝達研修開催

●職員一人ひとりの自己啓発活動を支援します（SDS）

個人が所属する職能団体が主催する研修会への参加や、研修情報の収集など、自己研鑽に努める職員に対し時間的援助をします。

2) 防災計画

真岡消防署益子分署の指導協力を得て、地震、洪水、竜巻に対応する防災マニュアルを策定し、自動火災警報装置、施設内放送設備、初期消火器具等を使用した防災訓練を月1回実施します。このことで職員の防災意識の向上を図り、緊急時に確実に動けることを目指します。

益子町と協定を締結している「福祉避難所としての機能」を発揮できるよう、要介護高齢者の被災者受け入れ訓練の実施や、DCAT（災害派遣福祉チーム）の検討を開始します。

3) 介護事故対策

利用者が安全、かつ快適に生活できるよう、建物設備等の維持管理、清潔保持、転倒・転落の事故防止、容態急変時等の緊急対応の迅速化に努めます。

また、更に、サービス提供時の介護事故等を未然に防げるよう、事前アセスメントに基づいた対応方法を介護現場に浸透させ、事故予防のための手順の精度を高め、利用者の重度化に対応するための「介護リフト」や「見守り支援システム」を導入します。

更に、事故防止委員会において、事故報告書(ひやりはつと報告)等で報告された事例について検証し介護事故の発生を未然に防ぐなど、PDCA管理サイクルに沿って進め事故発生件数を前年より減らします。

万が一事故が発生したら、事故対応マニュアルに沿って対応し、当施設に法律上の賠償責任がある場合は、福祉事業者総合賠償責任保険を使い対応します。

4) 苦情処理

苦情相談を受付した案件については、速やかに直属上司→事務長→施設長に報告し、必要に応じ苦情検討委員会を招集し、事実確認から申し出者に対する返答等を速やかに協議し対応します。また、当法人の第三者委員に苦情内容を報告することで、情報開示に配慮した客観性を持たせた対応をします。

5) 社会貢献活動と地域福祉の推進

社会福祉法の改正を控え、社会福祉法人を取り巻く環境は厳しさを増しています。既存の介護保険サービスの範囲を超え、地域のニーズに即した社会貢献活動として、昨年度から毎週火曜日に受け入れている、益子町民ボランティアによる「ふれあいサロン」に対する地域交流室等の無料貸し出しを継続します。

更に、益子町の地域福祉を推進するために、介護支援専門員等に「地域福祉コーディネーター養成講座」を受講してもらい、地域福祉コーディネーターとして次の役割が担える人材の養成をします。

- ①地域の福祉課題の把握と、課題解決のための活動の開発と支援
- ②制度によるサービスと制度外のサービスをつなげる支援
- ③多様な主体が協働するための地域のネットワークづくり